

茨木市保育所保育料に関する懇談会（第1回）

会 議 録

- 1 日 時 平成21年7月1日（水） 午後3時から午後4時20分
- 2 場 所 茨木市役所 南館3階 第1会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）
 蔭山 委員、 木村 委員、 坂本 委員、 新野 委員
 角野 委員、 前田 委員
- 4 欠席委員
 富谷 委員
- 5 案 件
 - （1） 会長・副会長の選出について
 - （2） 懇談会の公開・非公開について
 - （3） 諮問について
 - （4） 資料説明について
 - （5） その他
- 6 配付資料
 - ・ 茨木市の保育の現状について
 - ・ 茨木市保育所保育料に関する懇談会設置要綱
 - ・ 茨木市保育所保育料に関する懇談会委員名簿
 - ・ 茨木市保育所保育料に関する懇談会スケジュール
 - ・ 保育所保育料徴収に係る根拠法令等
 - ・ 平成20年度 国保育料徴収金基準額表
 - ・ 茨木市保育所保育料徴収基準額表
 - ・ 国基準保育料と茨木市保育料の比較
 - ・ 保育料の年度別改定状況表
 - ・ 保育所保育料対国基準比率
 - ・ 大阪府内各市保育料徴収金根拠一覧

茨木市保育所保育料に関する懇談会（第1回）

平成21年7月1日（水）

課長代理： それでは、本日、委員の方で1名ご欠席の方がいらっしゃいますが、みなさんおそろいになっておられますので、定刻より少し早いですが、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いします。

本日は、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから、茨木市保育所保育料に関する懇談会を開催させていただきます。

開催に先立ちまして、野村市長からご挨拶を申し上げます。

市長： こんにちは。本日、ご出席の皆さんには、今般、本市「保育所保育料に関する懇談会」の委員をお願いいたしましたところ、快く、お引き受けいただき、ありがとうございます。

そして、本日大変ご多忙の中にもかわりませず、第一回目の懇談会に繰り合せご出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、保育に対する市民ニーズは、ますます多様化し、また、高まっているところでございます。全国的には、待機児童の解消は大きな課題となっております。

このような中、保育所行政に関して、法改正がなされ、基本的なものとしたしましては、措置から契約などに変更されてきたところでございます。

したがって、これまで、規則によって保育料を徴収してまいりましたが、これら法改正の趣旨を踏まえ、条例化を行い、それに基づいて徴収することが適切と考えまして、今般、諮問をさせていただいた次第でございます。

委員の皆様には、何かとご苦勞をおかけすることとは存じますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

課長代理： それでは、各委員の皆様をご紹介させていただきます。

（委員紹介）

続きまして、市事務局側の紹介をさせていただきます。

（事務局側紹介）

これより茨木市保育所保育料に関する懇談会を開催させていただきます。

現在の出席委員の状況でございますが、委員総数7名のうち、ご出席の委員は6名で、ご欠席の委員は1名でございます。従いまして、過半数のご出席をいただいておりますので「茨木市保育所保育料に関する懇談会設置要綱」第6第2項の規定により、会議は成立いたしております。

それでは、会議次第に従いまして、案件（１）の会長・副会長の選出について、お願いいたします。

お手元に配布しております資料の１ページ「茨木市保育所保育料に関する懇談会設置要綱」をご覧ください。

第５の規定に「懇談会に会長及び副会長を各１名置き、委員の互選によりこれを定める」によりまして、会長及び副会長を委員の互選により選出することとなっております。

会長・副会長につきまして、どのような方法で決めさせていただければよいでしょうか。

蔭山委員： 指名推薦の方法が良いのではないのでしょうか。

課長代理： ただ今、「指名推薦の方法が良い」とのご発言がございましたが、その方法によって決めさせていただいてもよろしいのでしょうか。

各委員： 異議なし。

課長代理： それでは、推薦によって会長・副会長を選出することとさせていただきます。どなたか、適任と思われる方をご推薦いただきたいと思います。

木村委員： 懇談会の内容を考えますと、学識経験者で、児童福祉を専攻されている梅花女子大学教授の坂本委員を会長に、また、同じく学識経験者で、追手門学院大学教授の新野委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

課長代理： ただ今ご発言がございましたが、会長を坂本委員に、また副会長を新野委員にお願いするというので、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

課長代理： 異議なしの声がありましたので、坂本委員に会長を、新野委員に副会長をお願いします。坂本会長、会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

以上で、本懇談会の会長・副会長の選出を終わります。

坂本会長からご挨拶をいただき、その後の議事進行をお願いいたします。

坂本会長： あらためまして、ただ今ご指名いただきました坂本でございます。よろしくお願い申し上げます。

この懇談会は、先ほど市長の話にもございましたが、この保育料の条例化についてという非常に重要な問題を取り扱う懇談会でございます。このテーマに関しましては、非常に市民の方の関心も高いかと考えます。このテーマにつきまして、非常に短い期間でこのことについて集中して審議を行なっていかなければなりません。したがって、従来の他の委員会以上に、各委員のみなさんのお力添えをいただきながら、一定の方向性を示すことができるよう進めてまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、案件の二つ目ですが、どの懇談会もそうですけれども、この懇談

会も公開・非公開について、お諮りしたいと思いますが、まずは市の方針についてご説明をお願いします。

課長代理 : 本市では、「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開の対象となる会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令、条例、規則又は要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行なうため設置された審議会等で、原則として公開することとなっております。

坂本会長 : ただ今、お話ございましたけれども、基本的には公開ということでありませう。本懇談会についての公開・非公開に関しましては、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。特に差支えがございませんでしたら、公開という形で進めたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし。

坂本会長 : そうしましたら、この懇談会は公開するというところで決定いたしました。なお、公開ということにつきましては、当然ですが、これから会議後まとめていただきます議事録につきましても完全筆記とし、発言者につきましても氏名を記させていただきたいと思っておりますので、その旨も併せてご了承お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、傍聴の方おられましたらお入りください。

課長代理 : 今回は傍聴の方はおられません。

坂本会長 : それでは、議案(3)の諮問に入りたいと思っております。

野村市長 : これが諮問でございます。よろしく申し上げます。

坂本会長 : ただ今、野村市長のほうから諮問を受けました。その内容につきましては、皆様にも配布していただいております。なお、市長は、他の公務のため、ここで退席されます。

(市長退席)

坂本会長 : そうしましたら、保育料の条例化についてという、少し難しい問題ですが、この内容につきまして、趣旨説明をお願いしたいと思います。

副市長 : 市長からの諮問でございますので、あらためまして、私のほうから趣旨説明を申し上げます。

保育所保育料につきましては、平成17年の「保育所保育料に関する懇談会」の答申におきまして、平成18年度以降の保育料は、前年度私立保育所の適用となる国の定める徴収基準額の平均75%とするとされたことを踏まえ、平成19年度より、負担の公平性の観点から、国の徴収基準の区分を基本に、所得階層区分及び各所得階層区分ごとの保育料の2点を、段階的に見直してまいりました。

今回、本懇談会に諮問いたします内容は、保育所保育料は、法に根拠を持つ徴収金であることから、条例による定めではなく、規則によって定めても

よいとされております。本市におきましても規則によって定めておりますが、平成 10 年 4 月施行の児童福祉法の一部改正により、保育所への入所が、市町村の措置に基づく入所の仕組みから、保護者と市町村との契約に基づく仕組みに改められ、また、保育料の負担方式についても、従来の「負担能力(所得)」に応じた負担方式から「保育費用及びこれを扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮した方式」に改められました。保育料が保育サービスの対価と考えられること、また、本市では使用料や手数料に限らず市民の方に一定の負担を求める場合においては、透明性の観点から、条例に規定すべきであるという基本方針を持っております。保育料につきましても、国の定める徴収基準額の平均 75%とする本市の保育料を条例で定めたいと考え、諮問するものであります。以上でございます。

坂本会長 : ありがとうございます。諮問の主旨につきましては、ただ今、副市長の方からご説明があったとおりでございます。

では、これに関連する資料をたくさんご用意くださっておりますので、事務局のほうから、その部分でご説明をお願いいたします。

課長代理 : まず、お手元に配布させていただいております、「茨木市の保育の現状について」をお開き願いますでしょうか。これは基本的なものでありますので、全文を朗読させていただきます。よろしく願いいたします。

・はじめに

近年、少子化が急速に進展するとともに、核家族化や地域社会のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て力の低下など子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、また、ライフスタイルの変化による女性の社会進出や働き方の多様化などにより、保育需要は増加の一途をたどっており、多様化する保育ニーズに対応することが急務となっております。

これまで、本市では一人でも多くの児童が保育所に入所できるように、保育所の定員の見直しや弾力化の活用、また私立保育所の新設や増築に取り組んできました。

また、保育内容につきましても、公立保育所において国基準を上回る職員の配置を行うとともに、延長保育や一時保育、障がい児保育を実施するなど、その内容の充実を図ってきました。

このように、保育サービスの充実と子育て支援を推進するためには、相当額の市費負担を伴っており、現在、本市では、厳しい財政状況の中、民間活力の導入を図り、より効果的・効率的な保育所運営を図るため、平成 19 年度から年次的に 8 か所の公立保育所の民営化を進めているところです。

1 保育所運営の状況

(1) 保育所の状況

平成 21 年 4 月 1 日現在、本市の就学前児童数は 16,702 人で、入所児童数は、公立 1,288 人、私立 2,906 人、計 4,194 人で、入所率は 25.1%となっています。また、待機児童は 34 人おられます。

市内の保育所数は、公立が 12 か所、私立は本年 6 月に開園しました 1 園を含めると 26 か所、合計で 38 か所となりました。

特別保育では、2 時間以上の延長保育を 5 か所、一時保育を 20 か所で実施するなど保育の充実を図っており、本年 8 月からは、新たに私立 1 か所で休日保育を実施する予定です。

また、市内の全保育所におきまして、地域開放や子育て相談などを実施し、地域の子育てを支援しています。

(2) 保育所の運営経費

公立保育所の運営経費は、平成 21 年度予算ベースで、総額 23 億 9,952 万円に対し、保育料は 3 億 6,452 万円で、差引 20 億 3,500 万円が市の負担となっております。公立につきましては、国・府負担金及び補助金は、国の三位一体改革で一般財源化されています。

また、私立保育園に対する経費は、運営費負担金及び補助金で総額 36 億 6,159 万円に対し、国・府負担金は 11 億 8,317 万円、国・府補助金は 2 億 357 万円、保育料は 7 億 7,347 万円で、残り 15 億 138 万円が市の負担となっております。

2 保育料について

(1) 基本的な考え方

本来、保育料は、当該年度の国徴収基準額の全額を徴収するのが原則ですが、昭和 56 年 9 月に「受益者負担の適正化と超過負担の解消」という観点から懇談会が設置され、保育料についての諮問に対し「後年度の保育料を国の徴収基準額の平均 75%にすることは市の経費負担と保護者の負担に一定の枠がはめられることにもなり妥当な内容である」との答申を得ました。

また、昭和 60 年 9 月に、前回答申の「その後一定期間経過した時期に懇談会を設置し、保育料について諮問されたい」との意見に基づき懇談会に諮問し、「昭和 61 年度以降の保育所保育料は、前年度国徴収基準額の平均 75%とする」との答申をいただき、昭和 61 年度以降の保育料は、前年度の国徴収基準額の平均 75%で改定してきました。

しかし、平成 16 年 6 月に国の三位一体改革で、国徴収基準額が公立保育所には適用されないこととなり、公立保育所保育料の算定基準がなくなったことから、今後も引き続き存続する私立保育所の徴収基準に基づくことについて平成 17 年 6 月に懇談会に諮問し、「平成 18 年度以降の保育所保育料は、前年度私立保育所の適用となる国の定める徴収基準額の平均 75%とする」との

答申をいただきました。

(2) 保育料の改正状況

保育料の改正は、平成 17 年度の懇談会の答申を踏まえ、平成 19～21 年度 3 回にわたって、負担の公平性の観点により、国の定める徴収基準の区分を基本に、所得階層区分及び各所得階層区分ごとの保育料を見直してきました。なお、見直しにあたっては、激変緩和のため段階的に見直しを行い、市民税非課税世帯（B 階層）については、特に配慮しています。

(3) 保育料の徴収根拠

保育所保育料は、児童福祉法第 24 条による市町村への申込み 同法第 51 条による市町村の保育費用の支弁 同法第 56 条 3 項による扶養義務者からの徴収という形をとっており、法に根拠を持つ徴収金であることから、条例による定めでなく、規則によって定めてもよいとされており、本市においても、規則で定めております。

続きまして、茨木市保育所保育料に関する懇談会資料をお開き願えませんでしょうか。要点を説明させていただきます。

まず、資料の 1 ページをお開き願います。1 ページは「茨木市保育所保育料に関する懇談会設置要綱」です。

所掌事務につきましては、第 2 において、保育料の現状分析に関する事、保育料の今後のあり方に関する方向性に関する事、その他保育料に関する事、この 3 点につきまして、所掌事務となっております。

次に、組織としまして、第 3 で、委員 7 人以内で組織するとなっております。

第 4 の任期ですけれども、任期は答申の日までとするとなっております。

1 ページ飛ばしていただきまして、3 ページをお開き願えますでしょうか。今回の懇談会の委員の皆様の名簿でございます。懇談会は、先ほどの設置要綱に基づきまして、7 人の委員で構成されております。委員の方のお名前を記載させていただいておりますので、ご一読をお願いいたします。

続きまして、4 ページをお願いいたします。今回の懇談会のスケジュールです。7 月 1 日、本日の第 1 回懇談会ですが、先ほどの市長からの諮問、そしてこれを受けまして、資料の説明をさせていただいております。

次の第 2 回、7 月の中旬に審議・答申案を協議していただきまして、8 月上旬の第 3 回目で答申案を作成したいと考えております。実質的には、審議はこの 3 回となっております。最後に、8 月上旬に、市長への答申を第 4 回目として会長からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5 ページをお開き願います。アンダーラインを引かせていただ

いておりますので、それに沿って要点を説明させていただきます。

保育所の保育料徴収に係る根拠法令等についてですけれども、まず 1 番目に保育所への入所につきましては、児童福祉法第 24 条で保育の実施について、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児、または第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とされております。

次に、2 番目としまして、費用の負担ですけれども、児童福祉法第 51 条に「市町村の支弁」というのが規定されております。第 51 条 3 号では、公立保育所を規定し、第 4 号で、私立保育所における保育の実施に要する費用について、市町村の支弁とするとなっております。

次の 6 ページをお願いいたします。第 56 条の費用の徴収及び負担ということですが、第 3 項に、先程申し上げました「第 51 条第 3 号若しくは第 4 号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる」とされております。

これを受けて、次の 7 ページですけれども、茨木市保育の実施に関する条例で、保育料を規定しております。第 3 条に、「法第 56 条第 3 項の規定により、市長が法第 24 条第 1 項の規定による保育の実施を受けた者又はその扶養義務者から徴収する費用は市長が別に定める」となっております。

この条例を受けまして、4 番目のところですが、「茨木市保育の実施に関する条例施行規則」におきまして、第 6 条で、保育料は、「条例第 3 条第 1 項の規定に基づく保育料の額は、別表に定めるとおりとする」ということで、規則で定めております。別表につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。平成 20 年度の国保育料の徴収基準額表です。10/100 地域の定員 120 人の基準額表となります。

まず、一番左端を見ていただきたいのですが、これは先程申しました、所得の階層ですが、第 1 階層から第 7 階層までの全部で 7 つの階層に分かれております。第 1 階層は、生活保護世帯です。また、中国残留邦人等の法律に関する方も含まれますが、茨木市には現在おられません。これが第 1 階層です。

第 2 階層及び第 3 階層は、市民税非課税世帯と市民税課税世帯とで 2 つに分かれます。また、市民税非課税世帯の中には、母子世帯等と一般世帯、同

様に市民税課税世帯におきましても、母子世帯等と一般世帯に分かれておりますので、実質的には、9階層の区分になります。母子世帯等というのは何かと申しますと、母子又は死別された父子、及び在宅の障がい児又は障がい者のいる世帯等のことをいいます。

続きまして、第4階層ですが、所得税の税額が4万円未満の方です。第5階層は税額が4万円以上10万3千円未満の方、第6階層は10万3千円以上41万3千円未満の方、第7階層は41万3千円以上の方となっております。

続きまして、徴収基準額ですが、基準額は、3歳未満児、3歳児、4歳以上児に分かれております。3歳未満児につきましては、第1階層の0円から、第7階層の80,000円までとなっております。同様に、3歳児につきましては、第1階層の0円から、第7階層の38,870円となっており、4歳以上児につきましては、第1階層の0円から第7階層の32,130円となっております。この国の基準を基本として、市の保育料を決定しておりますが、次のページをお開き願います。

9ページになりますが、茨木市保育所保育料徴収基準額表とありますが、これが現行の市の保育料でございます。階層区分は、先程国階層は7階層と申し上げましたけれども、一番左側ですが、市の保育料につきましては、A階層からD7階層まで、全部で14階層となっております。また、比較につきましては、また後ほどご説明させていただきます。1点だけご説明させていただきますと、例えばB2階層の一般世帯のところですが、3歳未満児では4,500円となっております。その下に()で2,300円、〔 〕で500円となっておりますが、この()は第2子の保育料ということで半額になっております。〔 〕は、第3子以降の保育料ということで、1/10となっております。

次に、10ページをお開き願います。これが、国基準保育料と茨木市保育料の比較表でございます。上段が、国区分の平成20年度の徴収基準額表、下段が茨木市の平成21年度の保育料でございます。それぞれ3歳未満、3歳、4歳以上というように区分しております。

まず、第1階層からご説明させていただきます。被保護世帯等となっているのが、生活保護世帯等です。第1とAを見ていただいたらと思いますが、国区分も市区分もそれぞれ0円となっております。

次に、国の第2階層の市民税非課税世帯ですが、母子世帯等と一般世帯に分かれております。市のほうでは、B1、B2となっておりますが、区分につきましては、国と全く同じです。ただ、母子世帯等につきましては、国区分も市区分も0円ですが、一般世帯につきましては、国が3歳未満児で9,000円、3歳児が6,000円、4歳以上児で6,000円。それに対しまして、市では一般世帯の3歳未満児が4,500円、3歳児が3,000円、4歳以上児が3,000

円となっております。下段に表示しておりますのは、国の基準に対する市の割合を示しております。3歳未満児のところ、50%となっておりますのは、国の徴収金に対する割合が現在50%になっておるといことです。

続きまして、第3階層ですが、国では市民税課税世帯ということで、母子世帯等と一般世帯の2つに分かれております。一方、市では市民税の同じ課税世帯ですが、市民税均等割課税世帯と市民税所得割課税世帯ということで4つに分けております。C1の母子世帯等につきましては、現在3歳未満児が、13,000円、3歳児が10,900円、4歳以上児が10,900円ということです。また、一般世帯も同様に、13,700円、11,600円、11,600円ということで、国の基準に対して、70.3%となっております。一方、C3、C4の所得割課税世帯につきましては、国基準の75%となっております。

次に、第4階層ですが、所得税が4万円未満の方を示しております。市の部分では、D1になりますが、3歳未満児が22,500円、3歳児が20,200円、4歳以上児が20,200円ということで、国の基準の75%となっております。

次の第5階層ですが、4万円以上10万3千円未満となっております。市の基準では、D2、D3ということで、4万円以上7万2千円未満と、D3の7万2千円以上10万3千円未満という2つに分けております。D2の4万円以上7万2千円未満につきましては、保育料はそれぞれ、31,200円、27,200円、22,500円となっております、国の基準に対して約70%の比率となっております。D3階層につきましては、全て国の基準の75%となっております。

次に、第6階層につきましては、所得税10万3千円以上41万3千円未満の階層ですが、茨木市におきましては、D4、D5と2つの階層に分かれております。D4階層につきましては、3歳未満児が42,700円で70%、3歳児につきましては29,100円で75%、4歳以上児については24,000円で75%となっております。また、D5階層につきましては、全て国の基準の75%ということとなっております。

国の第7階層について、ご説明させていただきます。市では、D6階層、D7階層の2つに分かれております。D6階層は41万3千円以上45万9千円未満ということで、その階層では、3歳未満児が74.3%となっております。それ以外のところは、全て国の基準の75%となります。先程申しました、C1、C2、D2、D4、D6につきましては、それぞれC3、C4、D3、D5、D7と統合して、できるだけ国の基準に合わせていきたい、というように考えております。

次に、11ページをお開き願えますか。市の年度別の改定状況ですが、平成17年の懇談会の答申をふまえて、先程申しましたが、19年度から21年度の3回にわたって、負担の公平性の観点から、国の定める徴収区分を基準

としまして、各所得階層区分ごとの保育料を見直してまいりました。なお、21年度につきましては、激変緩和のために、一番左のところですが、75%を下回った74%という改定状況になっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。これは、市の保育所保育料の国の基準に対する比率をグラフ化したものです。18年度の保育料の改定前の状況で、それぞれ3歳未満児、3歳児、4歳以上児となっております。この真ん中の、ちょうど黒い線がはいつているところが国の基準額の75%のラインでございます。18年度当初は、各所得階層区分ごとの保育料の比率というのがバラバラで、一定にはなっておりません。今回、3か年にわたりまして、保育料の改定をしてきました。

次の13ページをお開きください。同じように、保育所保育料の国の基準の比率ですが、21年度と左端のところにあります。現行の保育料の状況でございます。各所得階層ごとの保育料が国に近づいていっているのがご覧いただけるかなと思っております。ただ、先程もご説明させていただいた中で、3歳未満児であれば、B2、C1、C2、D2、D4というところが75%にはなっておりません。また、3歳児につきましても、B2、C1、C2、D2というところが75%にはなっておりません。4歳以上児につきましても、同様に、B2、C1、C2、D2のところが75%にはなっておりません。ちなみに、B2というのが、市民税非課税世帯の一般世帯、C1というのが、市民税均等割課税世帯の母子世帯等、C2というのが一般世帯です。D2が所得税4万円以上7万2千円未満の方、D4が所得税10万3千円以上14万円未満の方ということになっております。

最後に、14ページをお開き願えますでしょうか。府内各市の保育料徴収金の根拠一覧表となっております。大阪府内は33市あるのですが、項番12番のところ、茨木市となっております。そのうち、32市が規則で定めております。東大阪市1市だけが条例で定めております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

坂本会長： ありがとうございます。かなりのたくさん資料でございましたけれども、まずは、茨木市の保育の現状について説明をいただき、法的な根拠等についてお話しいただき、そして保育料の徴収の現状というところで詳しくお話をいただきました。これまでのところで、ご質問、ご意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。

木村委員： 去年の状況では、ほとんど32市が規則と、1市だけが条例でということですが、もしよろしかったら、他に府内で条例化されているところがあるのかどうか。そして、大阪府内の市で茨木市と同じような形で、条例化に向けて進捗されている市があれば、ご紹介していただきたいと思っております。それと、

条例と規則で定める差ですが、国から規則でということできてるのですが、条例にすることによって、説明があったのですが、わかりづらかったので、事務局の方からもう一度ご説明いただければと思います。

坂本会長 : 他の委員さんも、条例と規則でどこが違うのかというのが非常に疑問に思っているところかと思しますので、まず前半の質問からお願いいたします。

福田課長 : 条例と規則で定める差ということですがけれども、これにつきましては、現行のように、保育料を規則で定めている場合は、市長の権限により保育料が決定され、決定にあたっては保護者が関与することはありません。

しかし、条例となりますと、市民の代表である議会によって審議され決定されます。本市では、市民の方に一定の負担をお願いする場合には、透明性の観点から、条例に規定すべきであると考えております。

あと、大阪府以外の市町村につきましては、本市と同規模である全国の特例市の状況を確認したところ、41市のうち1市、埼玉県にある越谷市が条例で定めておりました。

他に、条例で定めている市町村があるかと思われませんが、確認はできておりません。なお、全国の条例で定めている市町村について、厚生労働省や大阪府は把握していませんでした。

木村委員 : 大阪府内では、こういう動きは茨木市だけということでしょうか。

福田課長 : 条例化とかそういう動きは、確認できておりません。

蔭山委員 : 最近、マスコミなどで待機児童が全国的に1万数千人いるということですが、それは社会情勢が厳しい中、母親も働かなければ生活が成り立たないということで、非常に待機児童が増えている。具体的には、大阪府内では、隣の高槻市が定員超過率で14%という数字がでております。茨木市は待機が34人なら、待機児童の率は何%になるのでしょうか。

それと、待機というのは、申込み順とかいろいろあると思いますが、どういった定義で決めているのかがよく分からないので、ご説明いただきたい。

副市長 : 待機児童のパーセンテージということですが、年度途中の転入等もございますので、4月1日というのが一番低くなります。保育所へ入所する場合、先程契約ということを言いました。契約というのは、いったんその保育所へ子どもが入所すれば、5歳児まで状況に変化がなければ、ずっと入所できるということになります。あと、市内へ転入してこられるとか、新たに保育に欠ける要件である就労される方などの、新たな要件が年度途中から加味されます。

そうすると、キャパの問題と保育所の持っている定数をオーバーする部分が待機児童になってきます。それは、措置度が高い低いという以前の問題で

あります。例えば、母子家庭の方ですとか、保育に欠ける要件が高い方については、なるべく保育課のほうで優先して入れているということになります。それを越えてオーバーするのが待機児童という形になっております。そのケースによっては、保育に欠ける度合いがどうなのかというのは十分検討しなければなりません。就労希望の方も一定待機児童に入ります。

福田課長 : ただいま数字がでましたが、茨木市の場合は、4月1日の待機児童のパーセンテージは0.8%ということですよ。

茨木市では、公立・私立合わせまして4,195人、待機は34人、それを割りまして0.8%ということになります。

蔭山委員 : 公立私立合わせてということですか。公立だけかと思いました。

新野副会長 : それに関連しまして、子どもが産まれて0歳から、産休明けからの保育の対象となる子どもから数えているわけですよ。そうしましたら、先程の、入所できないために、就労を待っているという方も含めて待機児童という考え方をするわけですよ。もし子どもを預かってくれるところがあれば働きたいけれども、という方もということですか。

課長代理 : 求職活動中の方につきましては、新定義と旧定義というのがありますが、新定義につきましては、カウントはされません。

新野副会長 : それでは、ニーズとしてはあるけれども、実際は蔭山委員さんがおっしゃいましたように、もっと希望の方はいらっしゃるということですね。ありがとうございます。

蔭山委員 : 以前に5時から放送していた番組で、茨木市の保育所へ行っておられる方の話に関連して、待機児童の話がでていましたので、何か言われたらと思ひまして。

新野副会長 : 細かい数字のことでお尋ねしたいのですが、よろしいですか。

坂本会長 : どうぞ。

新野副会長 : 非常に細かく、そして丁寧に資料をそろえてくださいます。またご説明いただきまして、よく分かったのですが、現在、一般勤労者の方、サラリーマンの方はだいたい年収300万くらいといわれておりますが、その人たちは階層でいいますと、どのあたりになるのでしょうか。これは税額でありますので、どの階層くらいが、年収300万くらいの方になるのでしょうか。

副市長 : 当然、保育に欠けるということになりますので、共働きということになります。共働き世帯で、C4階層が、夫がだいたい300万、奥さんがパートでだいたい100万で、合わせて400万くらいということになります。

新野副会長 : 数のうえではどうでしょう。

副市長 : 数のうえでは、C4階層で4%くらいになります。市の分布でいいますと、D2、D3前後の世帯が多くなっております。

坂本会長 : では、D 2 , D 3 で年収がだいたいどのくらいになるか、お教えてくださいますか。

副市長 : 今言いましたように、C 4 でだいたい 400 万、D 1 で 520 万、D 2 で 560 万、D 3 で 655 万、D 4 で 764 万、D 5 で 1,146 万、D 6 で 1,215 万、D 7 で 1,232 万でございます。今の所得区分についての資料がございますので、ご用意させていただきます。

坂本会長 : ありがとうございます。いかがでございますか。何なりとご質問いただければと思いますが。

前田委員 : 条例の前は、議会にはかけないとありますが、今までも 75% に近づけるようにご苦労なされた経過を見せていただいて、今現在、21 年度ということで、特に B 2 が 50%、C 2 も 70% とありますが、これを 75% にするというわけではないのでしょうか。

副市長 : 今年度の改正の時にも、一番検討したのが、その辺りでございます。前回の懇談会の答申で、「平均」とつけていただいた意図は、そこにあると思います。

やはり、低所得世帯についての一定の配慮をすべきではないか、ということかたちで、下の階層については 75% にするのが適切なかどうか、市全体として考えております。

ただし、国の基準におきましても、所得の低い区分には、ある一定の配慮は当然なされているわけですので、それ以上の二重のオーバーするような配慮が必要かどうか、そのあたりも併せて検討する必要があると思っております。今後も一定の配慮は必要と考えております。

新野副会長 : そもそも、75% という数字は、茨木市の財力から見て 75% くらいが適切であるということから導き出された、と理解してよろしいですか。

副市長 : 昭和 57 年度以降の保育料の、今までの経過からいいますと、以前は措置ということで、市も措置費という形で支弁をしておったのですが、それが今現在全くないということで、地方交付税の対象となっておりますので、茨木市は不交付団体となっております。

その中で、保育料は何が適正かということで、以前の懇談会で諮った際、ある一定、国が定めるものを基準とするのがベターということになりました。しかし、その中で、市の財源と言うよりも、福祉的な見地から、その上でも一定の配慮をする必要があるだろうということで、75% という枠組みを決めていただいたと記憶しております。ですので、市の財力というよりも、保育料とはどうあるべきかという基本的なことで、国をベースに置きながら、平均 75% ということができるのではないかと。ですので、25% というのは、はっきりいいますと市の負担になるというわけです。

新野副会長： 私が申し上げたかったのは、もっと市の側の負担をたくさん出しておられるところも他市ではありますよね。75%よりもっと低いところが。そこまでは茨木市では、できなかったということもあったわけですか。

副市長： ここは、茨木市がどこまで負担を求めるかという部分になるかと思いますが、やはり、これは公立保育所、私立保育所の保護者の方と、在宅で子どもの世話をしている市民の方、幼稚園に預けておられる方、いろいろな方がいらっしゃるかと思いますが、その中で、市として一定のお子さまに対して、公費といたしますか、税金のつぎ込み方がどうなのかという視点から考えて、福祉も保育所も重要ですけども、全体のレベルの中から見ると適切な割合がどうかという形で、75%という数字を出していただいたと記憶しております。当然、保護者にとっては、できるだけ低い方がいいわけですが、そういう全体的な部分を考えて出しておいてあります。

前田委員： 措置から契約に変わりまして、サービスに対する利用の方の応益的な負担を求めるということで、今回待機児童のことにに関して、茨木で10年くらい前から保育所を倍くらいに増やして、茨木市はほんとはよくやっておられると思い、それが今の待機児童が少ない要因かと思いますが、措置という形で今までできてたお金が一般財源化しているということですが、今副市長さんのお答えとして、茨木市として保育をしっかりやっていくということですか。

副市長： ご指摘のとおり、茨木の人口は27万2千人ということですが、公私合わせますと37施設をもっております。定員等からいいますと、高槻市は36万人弱の人口をもっておられますが、枠としては茨木と高槻で同じくらいの枠を持っております。10万人人口が多い高槻市と同じくらいのキャパを持っております。これは私立保育園の方々の協力の下で行政をやってきたという一定の成果であると考えております。

今後、どのような行政をしていくかということですが、今ご指摘のとおり、一般財源化されているということで、やはり増やす場合も私立のご協力を得て、私立保育園の設置ということと、今18あった公立保育所を今年度末までで8か所減らしまして、10か所というかたちになっていきます。今後、公立のあり方に関しましても、十分検討していきます。なんでもかんでも公でやるというのは、保育行政については難しいのではないかと考えております。民間の方のお力を借りて待機児童の解消もしていきたい。その分は市として、建設補助、運営補助等の助成をしていくというのが必要となります。

坂本会長： ご質問はこのあたりでよろしいでしょうか。

基本的な方向性というところですが、市といたしましたら、規則で決めるほうが楽ではないかと感じるわけですが、あえて先程から市民の方に負担し

ていただく分については、透明性を確保するという観点から、市民の代表者である市議会のほうできちんと検討していくという考え方で、今回条例化をしたいというところであったかと思えます。

いかがですか、その方向性については、どのようにお考えでしょうか。

新野副会長： 毎年この金額が変わっていくと考えると、毎年改正をしていくという手続きをしないといけない、ということが前提となるのでしょうか。

副市長： これは、条例の制定の仕方によると思いますが、額そのものよりも、国の徴収基準の平均 75%とする、ということを中心に条例にうたいたいと思っております。ただ、市の財政状況がもっと悪化したとか、景気がかなりよくなったとか、75%という基本線を崩す場合は、やはり条例改正が必要になってくると思えます。国基準が変わって、毎年毎年、額自体が変わるから条例改正をするということはしたくないと思っております。

坂本会長： ありがとうございます。保育所運営、そして条例化の方向性という点につきましても、ご理解いただいたかと思っております。今日の質疑は、これで終わらせていただきたいと思います。

スケジュールのところではありますが、来年度からこれに移行したいわけですよ。その関係で、どうしても8月半ばくらいまでには、きちんとした答申を出さなければなりません。次回、第2回目の懇談会は、今日その方向性をご理解いただきましたので、これを文章化いたしまして、協議をさせていただきたいと思います。

答申案につきましては、内容的に難しい部分もございますので、私と副会長の新野委員、そして事務局のほうで検討させていただき、次回の懇談会でそれをお示しし、協議いただくという形で進めていきたいと考えているところですが、その進め方でよろしいでしょうか。

各委員： お願いします。

坂本会長： では、次回の第2回目の懇談会で素案をお示しできるよう、努力したいと思えます。

次回の日程ですが、それについては事務局の方で調整していただいております。第2回目は7月16日木曜日の午後3時からということをお願いしたいと思いますので、ご準備の程、よろしく願いいたします。

最後に、何か報告事項がございましたら、お願いいたします。

課長代理： 本日の会議録について、申し上げます。本日の会議録につきましては、速やかに作成し、後日、委員の皆様にお送りさせていただきます。

また、冒頭でご承認いただきましたとおり、情報ルームにおきまして一般公開するとともに、保育課のホームページにおきましても掲載いたしますので、よろしく願いいたします。

坂本会長　：　では、第1回保育所保育料に関する懇談会を、これで閉会させていただきます。

　　どうもありがとうございました。